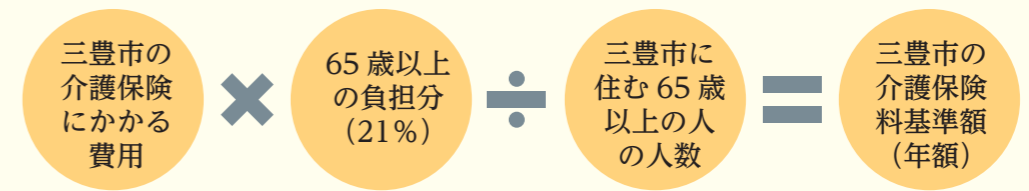


平成24年4月から三豊市の介護保険料が新しくなりました

第1号被保険者（65歳以上の人）の保険料は、介護保険事業計画の介護サービス計画に基づいて、3年ごとに見直されます。

平成24年度から26年度までの介護保険事業費における介護給付費と地域支援事業を合わせた事業費の見込みは、約197億円で、その2分の1は保険料、残りの2分の1は国・県・市が負担します。このうち、第1号被保険者の人には、全体の21%を負担していただきます。これまで、基金等を取り崩して活用することにより、保険料負担の上昇を抑制し健全な財政運営に努めてきましたが、高齢化に伴う介護給付費の増加により平成24年度から26年度までの第1号被保険者の保険料が見直されました。改正内容は、下記のとおりです。

【介護保険料「基準額」の決まり方】



三豊市の基準額：年額 58,200 円（第4段階の保険料額）

平成24～26年度の所得段階別介護保険料

段階	対象者	基準額に対する割合	保険料年額：円 ()は前年度
第1段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人 ・生活保護受給者等	0.5	29,100 (22,200)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.5	29,100 (22,200)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で第2段階に該当しない人	0.75	43,700 (33,300)
特例 第4段階	第4段階に該当する人のうち、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.89	51,800 (39,500)
第4段階	被保険者本人が市町村民税非課税で同一世帯員が市町村民税課税の人	1.00	58,200 基準額 (44,400)
第5段階	被保険者本人が市町村民税課税で合計所得金額が125万円未満の人	1.13	65,800 (50,200)
第6段階	被保険者本人が市町村民税課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満の人（125万円以上200万円未満の人）	1.25	72,800 (55,500)
第7段階	被保険者本人が市町村民税課税で合計所得金額が190万円以上の人（200万円以上の人）	1.50	87,300 (66,600)

皆さんが納める保険料は、制度を運営するための大切な財源です。保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

▶ 問い合わせ 介護保険課 ☎73-3017（介護保険業務）
税務課 ☎73-3006（保険料賦課業務）

福祉課からのお知らせ

災害時要援護者登録制度をご存知ですか？

災害時要援護者登録制度とは

災害時要援護者の避難支援は、**地域支援者**（隣近所に住んでいて、支援していただける人）や自主防災組織、自治会など地域の皆さんによる助け合いが基本となります。

この制度への登録を希望する人は、地域支援者を自ら見つけていただき、**登録申請書**を提出してください。（地域支援者を見つけたことが困難な場合は、民生委員児童委員や自治会長にご相談ください。）

市は登録申請書を元に**登録台帳**を作成し、その台帳を災害時要援護者の地区の自治会長や民生委員児童委員へ提供して、地域の皆さんより平常時の見守りや災害時の避難誘導などの支援を行っていただけるよう要請します。

災害時要援護者登録の対象者

- 具体的には、在宅で生活する次のような人を登録の対象者としています。
- ①介護保険の要介護認定者およびこれに準ずる人
 - ②心身障害者の人
 - ③65歳以上の一人暮らし高齢者およびこれに準ずる世帯の人
 - ④①～③以外で、避難の際に地域の皆さんの支援が必要な人

地域支援者とは

災害時要援護者を普段から見守り、災害時には必要な情報を伝えたり、一緒に避難したりすることを心がけていただく人です。決して責任を伴うものではありません。ふだんから良い近所付き合いを心がけ、できる範囲で支援してください。

登録申請は

福祉課または各支所で登録申請してください。

各窓口まで来られない人は、地域の民生委員児童委員や自治会長にご相談ください。

長寿手帳のお知らせ

香川県発行の長寿手帳を65歳以上の人に交付しています。この手帳を提示すれば、栗林公園や県立ミュージアム、県立東山魁夷せとうち美術館などに無料で入場できます。必要な人はご申請ください。

対象者 県内在住の65歳以上の人
交付場所 三豊市役所・福祉課または各支所
お持ちいただく物 年齢を確認できるもの（免許証など）
▼問い合わせ 福祉課 ☎73・3015

健康課からのお知らせ

後期高齢者医療制度

★年度途中に後期高齢者医療制度に加入される人の被保険者証について★
年度途中に加入される人の資格取得日は次のとおりです。

事由	資格取得日
1 新たに75歳になる人	誕生日
2 転入	転入により住所を定めた日
3 生活保護の停止または廃止	停止または廃止となった日
4 障害認定（※）	後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日

※65歳から74歳までの一定の障がいがある人（障害認定を受けるには申請が必要です。）

1に該当する人の被保険者証は、誕生日の前月中旬頃に香川県後期高齢者医療広域連合から特定記録郵便で送付されます。郵送された被保険者証

は誕生日から使用してください。

2から4に該当する人の被保険者証は、随時送付します。

▼問い合わせ 健康課 ☎73・3014

香川県後期高齢者医療広域連合 ☎087(811)1866

香川県後期高齢者医療広域連合

懇話会公募委員募集

香川県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療制度の施行および運営に関し、被保険者の代表者の一人として意見を述べていただく懇話会の委員を募集します。

募集人員 2人
募集期限 5月15日（火）
応募資格 県内に住所を有する満75歳以上の人（4月1日現在）

応募方法 所定の応募用紙に記入の上、香川県後期高齢者医療広域連合へ提出

▼問い合わせ
香川県後期高齢者医療広域連合 ☎087(811)1866

高齢者肺炎球菌予防接種の自己負担額が下がりました

高齢者の肺炎を予防することを目的として、満75歳以上の市民を対象に高齢者肺炎球菌予防接種を実施しています。

平成24年度から、より多くの人に接種していただくため、自己負担額を4,500円から3,800円に変更しています。この機会に接種し、健康管理に役立てましょう。

接種を希望する人は健康課へご連絡ください。
開始時期 4月から
自己負担額 3,800円
▼問い合わせ 健康課 ☎73・3014